

山梨県公報

第千四百五十七号

平成十六年

三月四日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………一三七
- 予防接種の業務を行う医師……………一三七
- 指定猟法禁止区域を指定し、及び狩猟鳥獣の捕獲の禁止を廃止する告示……………一三七
- 山梨県農作物奨励品種の指定の一部を改正する告示……………一三八
- 道路の区域変更(二件)……………一三八
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一三九

公告

- 平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者……………一三九
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………一三九
- 清算人の就任……………一四〇
- 甲府都市計画の決定案の縦覧……………一四〇
- 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一四一
- 土地改良区役員の退任及び就任……………一四一
- 人事委員会……………一四二
- 人事記録に関する規則等の一部を改正する規則……………一四二
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………一四三
- 公安委員会……………一四三
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一四七
- 遊技機の型式の検定……………一四五

告示

山梨県告示第九十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十六年三月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人峡南病院	南巨摩郡鯉沢町千八百六番地

二 認定期間

平成十六年二月二十七日から平成十九年二月二十六日まで

山梨県告示第九十九号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年三月四日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
野村 浩一	都留市十日市場九百五十八番地一号 医療法人社団 浩央会 東桂メディカルクリニック
濱本 敏明	都留市十日市場九百五十八番地一号 医療法人社団 浩央会 東桂メディカルクリニック
大安 一也	都留市十日市場九百五十八番地一号 医療法人社団 浩央会 東桂メディカルクリニック

山梨県告示第百号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定し、狩猟鳥獣の捕獲の禁止(平成十二年山梨県告示第四百七十三号)は、廃止する。

平成十六年三月四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 名称

天子湖指定猟法禁止区域

二 指定猟法の種類

鉛製銃弾を使用する方法

三 区域

南巨摩郡南部町佐野地内の柿元ダム堰堤の東端を起点とし、同所から同堰堤を西進し小道との接点に至り、同所から同小道を西進し町道佐野線との接点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町宮下野石神峠林道との接点に至り、同所から同林道を東及び南東に進み柿元ダム堰堤の東端から北及び南東へ延びる小道との接点に至り、同所から同小道を北西及び南に進み起点に至る一団地

四 存続期間

平成十六年四月一日から当分の間

五 面積

千百十ヘクタール

山梨県告示第百一号

山梨県農作物奨励品種の指定（昭和四十一年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月四日

山梨県知事 山本 栄彦

二の表中

同	優良品種	コ	ロザリオ	ピアノ	中生種、熟期九月上・中
---	------	---	------	-----	-------------

旬	を	同	優良品種	藤稔	中生種、熟期八月
		同	コ	ロザリオ	ピアノ
					中生種、熟期九月

中・下旬	に、	同	優良品種	加納岩白桃	早生種、
上・中旬					

熟期七月上・中旬	を	同	優良品種	加納岩白桃	早
		同	同	夢しずく	早

生種、熟期七月上・中旬
生種、熟期七月上・中旬

に、

同

特定品種

ちよひめ

極早生種、熟期六月下旬

を

同

特定品種

はなよ

め

極早生種、熟期六月下旬

同

同

ちよひ

太陽

晩生種、熟期八月上・中旬

を

同	同	同	同
同	同	優	同

良品種	太陽	晩生種、熟期八月上・中旬
	サマービュート	中生種、熟期七月中・下旬
	サマーエンジェル	中生種、熟期七月中・下旬
	貴陽	中生種、熟期七月下旬・八月上旬

に改める。

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月四日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路 線 名 休息勝沼線
 - 三 道路の区域
- 山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡勝沼町大字小佐手字工宮一二七〇番の一地先から 東山梨郡勝沼町大字小佐手字寺山二二七四番地先まで	六・五 三〇・五	六・五		一五二・〇

山梨県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字上八木沢字鯉原六〇八番の一地先から 南巨摩郡身延町大字上八木沢字鯉原六〇七番の二地先まで	三・二丁 一三・六	三・二丁 一一・〇		一四七・〇

山梨県告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事

業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十六年三月四日

- 一 施行者の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 南アルプス市 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 三 都市計画事業の種類及び名称 平成六年山梨県告示第五百八十六号峡西都市計画公園事業四・四・十二号秋山川すももの郷公園
- 四 事業施行期間 平成六年十一月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 事業地
- 六 収用の部分 なし
- 七 使用の部分 変更なし

公 告

● 平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者
山梨県林業改良指導員資格試験条例（昭和六十年山梨県条例第十九号）第二条の規定により実施した平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりである。
平成十六年三月四日

- 奈良雅代 山内香澄 藤田聡 福島純 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 木村賢治 三神友彰 金沢太郎

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年七月四日まで縦覧に供する。
平成十六年三月四日

届出者の氏名又は名称及び住所 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 イッツモア玉穂ショッピングセンター
 - (二) 所在地 中巨摩郡玉穂町若宮五十番一
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後十時	午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前十時から午後十時まで	午前十時から午前零時十五分まで

- 3 変更の年月日
 - 平成十六年四月一日
 - 届出年月日
 - 平成十六年一月二十七日

● 清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した湯沢塚原土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成十六年三月四日

山梨県知事 山本 栄彦

清算人氏名	住 所	就 任 年 月 日
今津 茂	南アルプス市湯沢八二〇番地	平成十六年二月十八日
佐藤 富重	南アルプス市塚原一八六番地	平成十六年二月十八日
神山 清信	南アルプス市塚原一三八番地	平成十六年二月十八日
神山 新平	南アルプス市塚原一三九番地	平成十六年二月十八日
下倉 照雄	南アルプス市塚原一六八七番地	平成十六年二月十八日
村松 治平	南アルプス市塚原五一番地	平成十六年二月十八日

滝沢 種吉	南アルプス市湯沢八二八番地	平成十六年二月十八日
荻原 慎	南アルプス市湯沢一一四番地	平成十六年二月十八日
塩澤 成憲	南アルプス市湯沢八二番地	平成十六年二月十八日
塩澤 長重	南アルプス市湯沢四八番地	平成十六年二月十八日
野田 政雄	南アルプス市湯沢一三五一番地	平成十六年二月十八日
高石 鷹雄	南アルプス市湯沢九〇七番地	平成十六年二月十八日
今津 幸夫	南アルプス市湯沢八一八番地	平成十六年二月十八日
野田 二郎	南アルプス市湯沢一六〇四番地	平成十六年二月十八日
野田 金男	南アルプス市湯沢一六〇七番地	平成十六年二月十八日
今沢 忠文	南アルプス市西南湖四二八四番地	平成十六年二月十八日

● 甲府都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年三月四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 都市計画の種類
 - 甲府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（甲府都市計画区域マスタープラン）
- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
 - 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
 - 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課
 - 甲府市貢川二丁目一番八号 峡中地域振興局建設部都市整備課
 - 甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所都市整備部都市計画課
 - 中巨摩郡竜王町篠原二六一〇番地 竜王町役場都市整備課
 - 中巨摩郡敷島町島上条二二四八番地 敷島町役場建設整備課

中巨摩郡玉穂町成島二二六番地 玉穂町役場都市環境課
 中巨摩郡昭和町押越五四二番地二 昭和町役場都市計画課
 中巨摩郡田富町白井阿原三〇一番地一 田富町役場建設課
 四 縦覧期間
 平成十六年三月五日から同年三月十八日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に
 関する工事は、完了した。
 平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦
 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡玉穂町若宮一四の一、一四の二及び一四の三
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市上阿原町三百十番地二 甲府トラック運送株式会社 代表取締役 中村吉邦

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に
 関する工事は、完了した。
 平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦
 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 富士吉田市上吉田字城山南一七四六、一七四七、一七四八、一七五〇、一七五一、
 一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八の一、一
 七五九の一、一七六〇の一、一七六一の一、一七六二の一、一七六三の一、一七六四、
 一七六五の一及び一七六六の一
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地 株式会社ブラグシティ 代表取締役 土屋嘉
 雄

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、差出
 堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十六年三月四日

一 退任

山梨県知事 山 本 栄 彦

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	佐藤 勇	山梨市万力二二〇番地一	平成十五年三月三十一日
同	日野原統男	東山梨郡春日居町桑戸四九三番地	同
同	丸山 善治	山梨市万力二九番地	同
同	金井 毅	一四四五番地	同
同	山下 源内	一一四〇番地	同
同	鎮目 勇夫	正徳寺五六二番地	同
同	長田武比古	落合八四番地	同
同	深沢 基弘	四二〇番地	同
同	飯島 昌一	上岩下五五〇番地	同
同	芦沢 德行	東山梨郡春日居町別田三一一番地	同
同	市川 勝蔵	下岩下五三七番	同
同	萩原 幸二	熊野堂五七三番	同
同	生原 洋征	加茂一九五番地	同
同	窪島 勇	国府四〇三番地	同
同	曾根 義夫	德行三八番地	同
同	入倉 康幸	甲府市和戸三二三番地一三	同
同	埴原 久徳	桜井町一〇三一一番地	同
同	小田川正弘	横根三二五番地	同

同	同	監事	同
三橋皓太郎	三枝孝一	鎮目正志	山内岩男
東八代郡石和町松本七四六番地	山梨市山根二九七番地	東山梨郡春日居町鎮目四九七番地	東八代郡石和町松本五三七番地
同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	佐藤 勇	山梨市万力二二〇〇番地一	平成十五年四月一日
同	山内 岩男	東八代郡石和町松本五三七番地	同
同	日野原統男	東山梨郡春日居町桑戸四九三番地	同
同	代永 明夫	山梨市万力一三三四番地	同
同	佐藤 辰巳	八〇七番地	同
同	中村 八郎	一一六三番地	同
同	鎮目 勇夫	正徳寺五六二番地	同
同	長田武比古	落合八四番地	同
同	小川 美直	上岩下七〇番地	同
同	大沢 幹孝	六七一番地	同
同	市川 善紀	東山梨郡春日居町別田四四七番地	同
同	仁科 勝一	地 同 下岩下五二二番地	同
同	石原 正則	一 同 熊野堂一八番地	同
同	生原 洋征	同 加茂一九五番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同
西山 仙治	吉岡 欣一	渡辺 勝義	小林英之助	埴原 久徳	市川 雅文	三橋皓太郎	標 勝
地 同	同	同	同	同	同	同	同
熊野堂三二七番地	鎮目四〇六番地	甲府市和戸一二六八番地	甲府市川田三四二番地	桜井一〇三一番地	横根九九四番地一	東八代郡石和町松本七四六番地	東山梨郡春日居町鎮目七五八番地
同	同	同	同	同	同	同	同

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三号

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月四日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則

(人事記録に関する規則の一部改正)

第一条 人事記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二43の項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第八号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。
(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第三条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第五条第二項第三号及び第十一号第二項第二号中「第一条第十号」を「第一条第十号」に改める。

（寒冷地手当支給規則の一部改正）

第四条 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（管理職等の範囲を定める規則の一部改正）

第五条 管理職等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削る。

（職員団体の登録に関する規則の一部改正）

第六条 職員団体の登録に関する規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「第21条の4第1項」を「第29条第1項」に改める。

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第七条 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第二十一条」を「第十七条」に改める。

（山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第八条 山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月四日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十六条第一項」の下に「（以下「職員給与与条例第十五条第一項等」という。）を加え、同条第二項中「職員給与与条例第十五条第一項、学校職員給与与条例第十四条第一項及び警察職員給与与条例第十六条第一項」を「職員給与与条例第十五条第一項等」に改める。

第五条第一項中「職員給与与条例第十五条第一項、学校職員給与与条例第十四条第一項及び警察職員給与与条例第十六条第一項」を「職員給与与条例第十五条第一項等」に、「月額」を「額」に、同条第二項中「月額」を「額」に改める。

第六条の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条第一項中「職員給与与条例第十五条第二項第一号、学校職員給与与条例第十四条第二項第一号及び警察職員給与与条例第十六条第二項第一号に規定する一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）の算出」を「普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改め、同条第二項中「運賃等相当額」を「職員給与与条例第十五条第二項第一号、学校職員給与与条例第十四条第二項第一号及び警察職員給与与条例第十六条第二項第一号（以下「職員給与与条例第十五条第二項第一号等」という。）に規定する運賃等相当額」に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（職員給与与条例第十五条第七項、学校職員給与与条例第十四条第七項及び警察職員給与与条例第十六条第七項（以下「職員給与与条例第十五条第七項等」という。）に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の
価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

三 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第八条中「併用者の月額の規定」を「職員給与与条例第十五条第二項第四号等」に、「月額」を「額」に、「掲げる額」を「掲げるとおり」に改め、同条第一号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額（その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差額の二分の一を五万円に加算した額）」を「職員給与与条例第十五条第二項第一号等に定める額」に、「掲げる」を「定める」に改め、「の合計額」を削り、

同条第二号中「運賃等相当額（その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差額の二分の一を五万円に加算した額）」を「職員給与与条第十五条第二項第一号等に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）に、「運賃等相当額」を「職員給与与条第十五条第二項第一号等に定める額」に改め、同条第三号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に、「一輪車」を「二輪車等」に改める。

第九条中「第十六条第三項」の下に、「以下「職員給与与条第十五条第三項等」という。）を加え、「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第十条中「職員給与与条第十五条第三項、学校職員給与与条第十四条第三項及び警察職員給与与条第十六条第三項」を「職員給与与条第十五条第三項等」に改める。

第十一条中「職員給与与条第十五条第三項及び第四項、学校職員給与与条第十四条第三項及び第四項並びに警察職員給与与条第十六条第三項及び第四項」を「職員給与与条第十五条第三項等並びに職員給与与条第十五条第四項、学校職員給与与条第十四条第四項及び警察職員給与与条第十六条第四項（以下「職員給与与条第十五条第四項等」という。）に、「次に掲げるもの」を「新幹線鉄道等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること」に改め、同条各号を削る。

第十二条の見出し中「特別料金等の二分の一相当額」を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」に改め、同条第一項中「職員給与与条第十五条第三項、学校職員給与与条第十四条第三項及び警察職員給与与条第十六条第三項に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額（以下「特別料金等の二分の一相当額」という。）の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が「を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第二項中「第六条第二項」の下に、「第三号を除く。」を加え、「特別料金等の二分の一相当額」を「職員給与与条第十五条第三項第一号、学校職員給与与条第十四条第三項第一号及び警察職員給与与条第十六条第三項第一号（以下「職員給与与条第十五条第三項第一号等」という。）に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道

等」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と読み替えるものとする。

第十三条中「職員給与与条第十五条第四項、学校職員給与与条第十四条第四項及び警察職員給与与条第十六条第四項」を「職員給与与条第十五条第四項等」に改める。

第十四条中「職員給与与条第十五条第四項、学校職員給与与条第十四条第四項及び警察職員給与与条第十六条第四項」を「職員給与与条第十五条第四項等」に、「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第十五条中「職員給与与条第十五条第四項、学校職員給与与条第十四条第四項及び警察職員給与与条第十六条第四項のそれぞれ同条第三項」を「職員給与与条第十五条第四項等の職員給与与条第十五条第三項等」に改め、同条第一号中「第二条第一項の規定により派遣された職員で」を「第二条第三項に規定する職員派遣（第十七条第一項第三号及び第十七条の三第二項において「職員派遣」という。）から」に、「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改め、同条に次の一号を加える。

三 その他職員給与与条第十五条第三項等の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

第十五条の次に次の一条を加える。
(支給日等)

第十五条の二 通勤手当は、支給単位期間（第四項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第四条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができず。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が

支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 職員給与条例第十五条第五項、学校職員給与条例第十四条第五項及び警察職員給与条例第十六条第五項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、それぞれ同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして職員給与条例第十五条第二項第一号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、職員給与条例第十五条第三項第一号等に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（第十七条第三項第一号において、「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第十六条第一項中「職員給与条例第十五条第一項、学校職員給与条例第十四条第一項及び警察職員給与条例第十六条第一項」を「職員給与条例第十五条第一項等」に改め、同条第二項中「月額」を「額」に改める。

第十七条を次のように改める。
(返納の事由及び額等)

第十七条 職員給与条例第十五条第六項、学校職員給与条例第十四条第六項及び警察職員給与条例第十六条第六項（以下「職員給与条例第十五条第六項等」という。）の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は職員給与条例第十五条第一項等の職員たる要件を欠くに至つた場合
二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の

育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、又は地方公務員法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。

四 旅行、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る職員給与条例第十五条第六項等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 一箇月当たりの運賃等相当額等と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に計算した額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十五条の二第四項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 一箇月当たりの運賃等相当額等と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に計算した額に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る職員給与条例第十五条第六項等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額 以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。）が二万円以下であつた場

合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生日の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額(次号において「払戻金二分の一相当額」といふ。)

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生日の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額(事由発生日が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

ロ 第十五条の二第四項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 二万円に事由発生日の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生日が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

4 職員給与と条例第十五条第六項等の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給された際に所属していた任命権者と事由発生日の翌月以降に所属する任命権者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

第十七条の次に次の見出し及び二条を加える。
(支給単位期間)

第十七条の二 職員給与と条例第十五条第七項等に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第六条第二項第三号の人事委員会の定める普通交通機関等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)第二条又は山梨県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第八号)第二条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第十七条の三 支給単位期間は、第十六条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の処遇等に関する条例第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、又は地方公務員法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 旅行、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしてしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第十八条中「職員給与と条例第十五条第一項、学校職員給与と条例第十四条第一項及び警察職員給与と条例第十六条第一項」を「職員給与と条例第十五条第一項等」に、「月の一日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改める。

第十九条中「職員給与と条例第十五条第一項、学校職員給与と条例第十四条第一項及び警察職員給与と条例第十六条第一項」を「職員給与と条例第十五条第一項等」に、「月額」を

「額」に改める。
 第二十条中「の実施」を「に定めるもののほか、通勤手当」に改める。
 附則
 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年三月四日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第一中

二七八	甲府市高畑一丁目二番一六号 先（市道千秋橋高畑線と市道後 屋村中四号線との十字路交差点 ）	高畑中部	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	--	------	----------------------

二七八	甲府市高畑一丁目二番一六号 先（市道千秋橋高畑線と市道後 屋村中四号線との十字路交差点 ）	高畑中部	平成一五年二月一八日 告示第八八号
二七九	甲府市上石田二丁目三九番二四 号先（市道南西一号线と市道天 神宮（A）線と市道若宮辻線と の丁字路交差点）	貢川小北東	平成一六年三月四日 告示第一四号
二八〇	甲府市桜井町八八番地先（国 道一四〇号）（西関東自動車道連 絡道路）と市道甲運九号線との 十字路交差点）	山梨英和大学 前	平成一六年三月四日 告示第一四号

二八一	甲府市桜井町九〇六番地先（国 道一四〇号）（西関東自動車道連 絡道路）と市道甲運一四号線と の十字路交差点）	山梨英和大学 北	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	---	-------------	---------------------

二二三	甲府市上阿原町四六八番地の一 先（国道二〇号線と都市計画道 路との交差点）	都計道交差点	四六・三・二四
-----	---	--------	---------

二二三	甲府市上阿原町四六八番地の一 先（国道二〇号と都市計画道路 との十字路交差点）	上阿原	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	---	-----	---------------------

二二六	甲府市上阿原町四七四番地先（ 国道二〇号線と市道里吉向線と の交差点）	上阿原交差点	四六・三・二四
-----	---	--------	---------

二二六	甲府市上阿原町四七四番地先（ 国道二〇号と市道里吉向線との 十字路交差点）	上阿原西	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	---	------	---------------------

二二五	甲府市朝氣一丁目一番一五号先 （市道一六三号線と市道二七八 号線との十字路交差点）	東小学校北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	-------	----------------------

二二五	甲府市朝氣一丁目一番一五号先	東小学校北	平成一五年二月一八日
-----	----------------	-------	------------

を	に	一五二	南アルプス市百々九九六番地二先(市道と市道との十字路交差点)	百々西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
		一五三	南アルプス市寺部二、三六三番地先(県道葦崎榊形豊富線同土及び市道との十字路交差点)	南アルプスIC入口	平成一六年三月四日 告示第一四号
を	に	一五四	南アルプス市寺部一、九〇七番地先(県道葦崎榊形豊富線側道と市道一号线との十字路交差点)	寺部	平成一六年三月四日 告示第一四号
		一五五	南アルプス市鏡中条一、〇五四番地五先(県道葦崎榊形豊富線側道と二級市道一号线との十字路交差点)	鏡中条南	平成一六年三月四日 告示第一四号
を	に	五〇	都留市つる五丁目一番七五号先(市道古川渡東桂線と市道栄町四日市場線との丁字路交差点)	谷村高架橋下	平成一五年七月二四日 告示第五一号
		三五六	中巨摩郡竜王町篠原三、六〇〇番地先(県道敷島田富線単路)	竜王町役場前	平成一六年三月四日 告示第一四号
					告示第八八号

を	に	一四二	富士吉田市上吉田三、七五一番地先(県道山中湖忍野富士吉田線と市道東裏二号线との十字路交差点)	頓堀橋東	平成一四年二月一九日 告示第七七号
		一四三	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(市道新町小明見線と市道田端一号线と市道愛染一号线との十字路交差点)	愛染	平成一六年三月四日 告示第一四号
を	に	五〇	都留市つる五丁目一番七五号先(市道古川渡東桂線と市道栄町四日市場線との丁字路交差点)	谷村高架橋下	平成一五年七月二四日 告示第五一号
		五一	南都留郡西桂町小沼八八五番地先(国道一三九号と町道との十字路交差点)	桂高架橋下	平成一六年三月四日 告示第一四号
を	に	六八〇	町道 東八代郡御坂町井之上九八三番地先(梶原たつ子方南側)から東八代郡御坂町井之上九四一番地先(南照院南側)まで(四〇〇メートル)	大型自動車、 大型特殊自動車	終日 石和 平成一五年二月一八日 告示第八八号

に改める。
別表第三中

六八〇	町道	東八代郡御坂町井之 上九八三番地先（梶 原たつ子方南側）か ら東八代郡御坂町井 之上九四一番地先（ 南照院南側）まで（ 四〇〇メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車	終日	石和	平成一五年二月 一八日 告示第八八号
六八一	市道寿 宝区画 整理三 号線 市道荒 川左岸 一号線	甲府市寿町九番一六 号先（荒川橋東詰交 差点）から甲府市寿 町二二番二号先（尾 沢幸明方前）まで（ 五〇〇メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車（マ イクロ バスを 除く。）	終日	甲府	平成一六年三月四 日 告示第一四号

に改める。
別表第五中

二〇七	国道一 四〇号	東八代郡石和町松本 五四番地の一先（赤 岡方北側）	西進す る車両 （軽車 両・沿 道家屋 関係車 両を除 く。）	終日	石和	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-----	------------	---------------------------------	--	----	----	--------------------------

を

二〇七	国道一 四〇号	東八代郡石和町松本 五四番地の一先（赤 岡方北側）	西進す る車両 （軽車 両・沿 道家屋 関係車 両を除 く。）	終日	石和	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-----	------------	---------------------------------	--	----	----	--------------------------

二〇八	国道五 二号	甲府市寿町九番一六 号先（荒川橋東詰）	西進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車（ マイク ロバス を除く 。）	終日	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号
二〇九	市道（ 都市計 画道路 上阿原 町寿町 線）	甲府市寿町二二番一 号先（尾沢幸明方前 ）	西進す る大型 自動車 、大型 特殊自 動車（ マイク ロバス を除く 。）	終日	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号

に改める。

別表第六中

二二〇	国道一 四〇号	南巨摩郡増穂町大櫛 二七七番地の一先（山 梨トヨペット峡南営 業所南側）	西進す る車両	終日	鵜沢	平成一六年三月 四日 告示第一四号
二二一	町道青 柳横通 り線	南巨摩郡増穂町青柳 町一、一二五番地の 一先（小僧寿し増穂店 南側）	西進す る車両	七時か ら九時 まで及 び一七 時から 一九時 まで	鵜沢	平成一六年三月 四日 告示第一四号

四五五	国道一 四〇号	東八代郡石和町松本 五三番地先（松本研 修センター南側）	東進す る車両 （軽車 両）	終日	石和	平成一六年二月 二三日 告示第一二号
-----	------------	------------------------------------	-------------------------	----	----	--------------------------

四五八	町道	南巨摩郡鵜沢町九八番地先(ファミリア) 鵜沢北新店東	北進する車両	七時から九時まで	鵜沢	平成一六年三月四日 告示第一四号
四五七	市道(都市計画道路) 上阿原町寿町線)	甲府市寿町二番一号先(尾沢幸明方前)	東進する大型自動車、大型特殊自動車(マイク、バスを除く)	終日	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
四五六	国道五二号	甲府市寿町九番一六号先(荒川橋東詰)	東進する大型自動車、大型特殊自動車(マイク、バスを除く)	終日	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
四五五	国道一四〇号	東八代郡石和町松本五三番地先(松本研修センター南側)	東進する車両(軽車) 両・沿道家屋関係車両を除く)	終日	石和	平成一六年二月二三日 告示第一二二号

一、〇五七	国道一四〇号線	山梨市上神内川一、五二〇番地先(小林方前)	一	日下部	四九・四・一六号	
八五	市道	塩山市赤尾三六三番地の先(藤本政久方西側) 十字路交差点東側・西進車両)	車両	終日	塩山	平成一六年三月四日 告示第一四号
八六	市道荒川左岸一号線	甲府市寿町九番一六号先(荒川橋東詰)	南進する大型自動車、大型特殊自動車(マイク、バスを除く)	終日	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号

一、〇五七	削除		日下部	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------	----	--	-----	---------------------

三、九三六	市道	甲府市国母五丁目五番五号先（パチンコマルケ―駐車場北側）	南甲府	平六・一〇・二〇 告示 第四三号
-------	----	------------------------------	-----	------------------------

三、九三六	市道	甲府市国母五丁目五番五号先（パチンコダイマル駐車場北側）	南甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------	----	------------------------------	-----	---------------------

五、〇二〇	県道戸沢谷村線	都留市四日市場二〇四番地先（田中方南側）	都留	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-------	---------	----------------------	----	----------------------

五、〇二〇	県道戸沢谷村線	都留市四日市場二〇四番地先（田中方南側）	都留	平成一六年二月二三日 告示第一二号
-------	---------	----------------------	----	----------------------

五、〇一一	町道	北巨摩郡小淵沢町一〇、一五四番地先（馬術競技場南東側丁字路交差点）	長坂	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------	----	-----------------------------------	----	---------------------

五、〇二二	町道	北巨摩郡小淵沢町一〇、一六一番地先（豊畑踏切南側丁字路交差点）	長坂	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------	----	---------------------------------	----	---------------------

五、〇二三	町道青柳横通り線	南巨摩郡増穂町青柳町一、一三三番地一先（小僧寿し増穂店南西側十字路交差点）	鯉沢	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------	----------	---------------------------------------	----	---------------------

五、〇二四	県道万力小屋敷線	山梨市上神内川一、五二一番地の一先（中華飯店青柳前）	日下部	平成一六年三月四日 告示第一四号
五、〇二五	市道	山梨市上神内川一、五四四番地の三先（大村方駐車場西側）	日下部	平成一六年三月四日 告示第一四号
五、〇二六	市道	山梨市上神内川一、二二三番地の二先（松下方空き地西側）	日下部	平成一六年三月四日 告示第一四号
五、〇二七	市道	山梨市上神内川一、五四九番地先（平山方東側）	日下部	平成一六年三月四日 告示第一四号
五、〇二八	市道寿宝区画整理三号線	甲府市寿町二番二号先（尾沢幸明方前）	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
五、〇二九	市道寿宝区画整理一〇号線	甲府市寿町二三番六号先（望月君夫方前）	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号

に改める。
別表第十四中

一、五九五	県道一軒茶屋荊沢線	南アルプス市西南湖四、二六〇番地先（南湖橋東詰交差点）から南アルプス市西南湖一、七八四番地先までの両側	車両（けん引を除く）	小笠原 平成一六年二月二三日 告示第一二二号
-------	-----------	---	------------	------------------------------

一、五四〇	県道一南アルプス市西南湖	四〇〇	車両（小笠原）	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------	--------------	-----	---------	---------------------

一〇、一六六	町道	南巨摩郡鯉沢町九八番地先 (ファミリーマート鯉沢北新店 東側・北進車両)	鯉沢	平成一三年三月 一日 告示第九号
--------	----	--	----	------------------------

一〇、一六六	削除		鯉沢	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	----	--	----	-------------------------

一〇、六九九	市道西 油川四 号線	甲府市西油川町三六番地先(植 田稔方東側・北進車両)	南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
--------	------------------	-------------------------------	-----	--------------------------

一〇、七〇〇	市道	甲府市酒折三丁目八番一号先(淨正院南側・西進車両)	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	----	---------------------------	----	-------------------------

一〇、七〇一	市道	甲府市酒折三丁目八番二二号先(小野方南側・東進車両)	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	----	----------------------------	----	-------------------------

一〇、七〇二	市道寿 宝区画 整理一 九号線	甲府市寿町三番一六号先(飯島ビル南側・東進車両)	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	--------------------------	--------------------------	----	-------------------------

一〇、七〇三	市道寿 宝区画 整理九 号線	甲府市寿町四番四号先(1ig ne rose t北側・西進車 両)	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	-------------------------	---	----	-------------------------

一〇、七〇四	市道寿 宝区画 整理二 〇号線	甲府市寿町一八番五号先(原一 浩方南側・東進車両)	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	--------------------------	------------------------------	----	-------------------------

一〇、七〇五	市道寿 宝区画 整理三 三号線	甲府市寿町二二番一号先(尾沢 幸明方東側・北進車両)	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	--------------------------	-------------------------------	----	-------------------------

一〇、七〇六	市道寿 宝区画 整理一 〇号線	甲府市寿町二三番六号先(望月 君夫方東側・南進車両)	甲府	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	--------------------------	-------------------------------	----	-------------------------

一〇、七〇七	町道下 今井線	北巨摩郡双葉町下今井一、六七 五番地先(興石裕二方東側・北 進車両)	韮崎	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	------------	--	----	-------------------------

一〇、七〇八	町道	北巨摩郡双葉町下今井一、六七 四番地先(鷹左右要一郎方南側 ・東進車両)	韮崎	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	----	--	----	-------------------------

一〇、七〇九	農道青 柳大柵 線	南巨摩郡増穂町青柳町一、一三 四番地一先(小僧寿し増穂店西 側・南進車両)	鯉沢	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	-----------------	---	----	-------------------------

一〇、七一一	町道	南巨摩郡増穂町青柳町一、一二 六番地一先(イタヤマメディコ 東側・北進車両)	鯉沢	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	----	--	----	-------------------------

一〇、七一二	町道	南巨摩郡増穂町青柳町二、三九 八番地一先(ファミリーマート 鯉沢北新店北側・東進車両)	鯉沢	平成一六年三月 四日 告示第一四号
--------	----	---	----	-------------------------

一、三二五	市道(都市計画道路)上阿原町寿町線)	所)から南都留郡富士河口湖町船津三九一番地の一先(大道交差点)までの両側	五三六	車両	終日	甲府	平成一六年三月四日	告示第一四号	二号
-------	--------------------	--------------------------------------	-----	----	----	----	-----------	--------	----

に改める。
別表第十九中

一六七	町道	北巨摩郡長坂町渋沢五八一番地一先から北巨摩郡長坂町長坂上条一、八八三番地先までの片側歩道(一、〇六二メートル)	長坂	平成一五年二月一日	告示第八八号
-----	----	---	----	-----------	--------

を

一六八	市道(都市計画道路)上阿原町寿町線)	甲府市寿町三番一五号先(加藤忠方前)から甲府市相生一丁目一六番一三号先(飯豊橋北詰交差点)までの両側歩道(五三六メートル)	甲府	平成一六年三月四日	告示第一四号
-----	--------------------	---	----	-----------	--------

に改める。
別表第二十四中

一七	国道一〇号	葦崎市円野町上円井一、八四番地先(国道二〇号と市道円野二三号線との丁字路交差点)	当該道路上に標示した位置	葦崎	平成一四年八月一日	告示第四一號
一八	国道三五八号	甲府市伊勢三丁目八番二三号先(甲府地区消防本部前)	当該道路上に標示した位置	南甲府	平成一六年三月四日	告示第一四号

に改める。

● 遊技機の型式の検定
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年三月三日までとする。
平成十六年三月四日

山梨県公安委員会
委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	株式会社エース電研 代表取		型式の概要	製造又は輸入業者名	検定番号
	遊技機の種類及び区分	ぱちんこ遊技			
株式会社エース電研	ぱちんこ遊技	CR熱湯	株式会社	三〇一〇四四	

<p>株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号</p>	<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地</p>	<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地</p>	<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地</p>	<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地</p>	<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地</p>
<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>
<p>ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>
<p>CRがん ばれ桃太 郎Z</p>	<p>CRがん ばれ桃太 郎Z</p>	<p>CRがん ばれ桃太 郎Z</p>	<p>CRがん ばれ桃太 郎Z</p>	<p>CRがん ばれ桃太 郎Z</p>	<p>CRがん ばれ桃太 郎Z</p>
<p>株式会社 メイシー 販売</p>	<p>株式会社 三共</p>	<p>株式会社 三共</p>	<p>株式会社 三共</p>	<p>株式会社 三共</p>	<p>株式会社 三共</p>
<p>三〇二〇二四</p>	<p>三〇二〇九二</p>	<p>三〇二〇四七</p>	<p>三〇二〇四七</p>	<p>三〇二〇四七</p>	<p>三〇二〇四六</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番